

第1号議案

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 4 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市要保護児童対策地域協議会構成機関へ認定こども園を加え、委員の名称を一部改正するため。

小城市教育委員会告示第 号

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 19 年小城市教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「私立幼稚園」を「私立幼稚園・認定こども園」に改める。

別表第 2 中

「佐賀 VOISS（被害者支援ネットワーク）会長」を「佐賀 VOISS（被害者支援ネットワーク）代表」に、

「市社会福祉協議会会長」を「市社会福祉協議会代表」に、

「市私立幼稚園園長代表」を「市私立幼稚園・認定こども園園長代表」に改める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正案																																
<p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="266 442 1050 1321"> <thead> <tr> <th>機関及び団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐賀県中央児童相談所</td></tr> <tr><td>佐賀県精神保健福祉センター</td></tr> <tr><td>佐賀中部保健福祉事務所</td></tr> <tr><td>多久・小城地区医師会</td></tr> <tr><td>小城・多久歯科医師会</td></tr> <tr><td>小城警察署</td></tr> <tr><td>佐賀地方法務局</td></tr> <tr><td>市人権擁護委員連合会</td></tr> <tr><td>佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)</td></tr> <tr><td>市民生委員・児童委員連絡協議会</td></tr> <tr><td>市主任児童委員部会</td></tr> <tr><td>市母子保健推進員</td></tr> <tr><td>市社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>市 PTA 連絡協議会</td></tr> <tr><td>市青少年育成市民会議</td></tr> </tbody> </table>	機関及び団体	佐賀県中央児童相談所	佐賀県精神保健福祉センター	佐賀中部保健福祉事務所	多久・小城地区医師会	小城・多久歯科医師会	小城警察署	佐賀地方法務局	市人権擁護委員連合会	佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)	市民生委員・児童委員連絡協議会	市主任児童委員部会	市母子保健推進員	市社会福祉協議会	市 PTA 連絡協議会	市青少年育成市民会議	<p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1128 442 1912 1321"> <thead> <tr> <th>機関及び団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐賀県中央児童相談所</td></tr> <tr><td>佐賀県精神保健福祉センター</td></tr> <tr><td>佐賀中部保健福祉事務所</td></tr> <tr><td>多久・小城地区医師会</td></tr> <tr><td>小城・多久歯科医師会</td></tr> <tr><td>小城警察署</td></tr> <tr><td>佐賀地方法務局</td></tr> <tr><td>市人権擁護委員連合会</td></tr> <tr><td>佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)</td></tr> <tr><td>市民生委員・児童委員連絡協議会</td></tr> <tr><td>市主任児童委員部会</td></tr> <tr><td>市母子保健推進員</td></tr> <tr><td>市社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>市 PTA 連絡協議会</td></tr> <tr><td>市青少年育成市民会議</td></tr> </tbody> </table>	機関及び団体	佐賀県中央児童相談所	佐賀県精神保健福祉センター	佐賀中部保健福祉事務所	多久・小城地区医師会	小城・多久歯科医師会	小城警察署	佐賀地方法務局	市人権擁護委員連合会	佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)	市民生委員・児童委員連絡協議会	市主任児童委員部会	市母子保健推進員	市社会福祉協議会	市 PTA 連絡協議会	市青少年育成市民会議
機関及び団体																																	
佐賀県中央児童相談所																																	
佐賀県精神保健福祉センター																																	
佐賀中部保健福祉事務所																																	
多久・小城地区医師会																																	
小城・多久歯科医師会																																	
小城警察署																																	
佐賀地方法務局																																	
市人権擁護委員連合会																																	
佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)																																	
市民生委員・児童委員連絡協議会																																	
市主任児童委員部会																																	
市母子保健推進員																																	
市社会福祉協議会																																	
市 PTA 連絡協議会																																	
市青少年育成市民会議																																	
機関及び団体																																	
佐賀県中央児童相談所																																	
佐賀県精神保健福祉センター																																	
佐賀中部保健福祉事務所																																	
多久・小城地区医師会																																	
小城・多久歯科医師会																																	
小城警察署																																	
佐賀地方法務局																																	
市人権擁護委員連合会																																	
佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)																																	
市民生委員・児童委員連絡協議会																																	
市主任児童委員部会																																	
市母子保健推進員																																	
市社会福祉協議会																																	
市 PTA 連絡協議会																																	
市青少年育成市民会議																																	

私立幼稚園
私立保育園
市小中学校校長会
児童福祉等学識経験者
小城市

私立幼稚園・認定こども園
私立保育園
市小中学校校長会
児童福祉等学識経験者
小城市

別表第 2(第 3 条関係)

委員
佐賀県中央児童相談所長
佐賀県精神保健福祉センター所長
佐賀中部保健福祉事務所長
多久・小城地区医師会代表
小城・多久歯科医師会代表
小城警察署長
佐賀地方法務局代表
市人権擁護委員代表
佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)会長

別表第 2(第 3 条関係)

委員
佐賀県中央児童相談所長
佐賀県精神保健福祉センター所長
佐賀中部保健福祉事務所長
多久・小城地区医師会代表
小城・多久歯科医師会代表
小城警察署長
佐賀地方法務局代表
市人権擁護委員代表
佐賀 VOISS(被害者支援ネットワーク)代表

市民生委員・児童委員代表
市主任児童委員代表
市母子保健推進員代表
市社会福祉協議会会長
市 PTA 連絡協議会代表
市青少年育成市民会議代表
市私立幼稚園園長代表
市私立保育園園長代表
市立小学校校長代表
市立中学校校長代表
佐賀県中央児童相談所スーパーバイザー
小城市教育委員会教育部長
小城市福祉部長

市民生委員・児童委員代表
市主任児童委員代表
市母子保健推進員代表
市社会福祉協議会代表
市 PTA 連絡協議会代表
市青少年育成市民会議代表
市私立幼稚園・認定こども園園長代表
市私立保育園園長代表
市立小学校校長代表
市立中学校校長代表
佐賀県中央児童相談所スーパーバイザー
小城市教育委員会教育部長
小城市福祉部長

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市において虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携及び協力の確保を図るため、小城市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に係る関係機関等相互の情報の共有化に関すること。
- (2) 児童虐待に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (3) 児童虐待の防止及び啓発方法に関すること。
- (4) 児童等の不登校、ひきこもり等の防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関及び団体をもって組織し、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(実務者会議)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び関係機関等の実務者は、諸会議、調査等で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、小城市教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日教育委員会告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日教育委員会告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教育委員会告示第 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機 関 及 び 団 体
佐賀県中央児童相談所
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀中部保健福祉事務所
多久・小城地区医師会
小城・多久歯科医師会
小城警察署
佐賀地方法務局
市人権擁護委員連合会
佐賀VOISS（被害者支援ネットワーク）
市民生委員・児童委員連絡協議会
市主任児童委員部会
市母子保健推進員
市社会福祉協議会
市PTA連絡協議会
市青少年育成市民会議
私立幼稚園・ <u>認定こども園</u>
私立保育園
市小中学校校長会
児童福祉等学識経験者
小城市

別表第2（第3条関係）

委	員
佐賀県中央児童相談所長	
佐賀県精神保健福祉センター所長	
佐賀中部保健福祉事務所長	
多久・小城地区医師会代表	
小城・多久歯科医師会代表	
小城警察署長	
佐賀地方法務局代表	
市人権擁護委員協議会代表	
佐賀VOISS（被害者支援ネットワーク） <u>代表</u>	
市民生委員・児童委員連絡協議会代表	
市主任児童委員部会代表	
市母子保健推進員代表	
市社会福祉協議会 <u>代表</u>	
市PTA連絡協議会代表	
市青少年育成市民会議代表	
市私立幼稚園・ <u>認定こども園</u> 園長代表	
市私立保育園園長代表	
市立小学校校長代表	
市立中学校校長代表	
佐賀県中央児童相談所スーパーバイザー	
小城市福祉部長	
小城市教育委員会教育部長	

第 2 号議案

小城市要保護児童対策地域協議会実務者会議運営要領の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 4 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市要保護児童対策地域協議会構成機関へ認定こども園を加えるため、要領の一部を改正する。

小城市要保護児童対策地域協議会実務者会議運営要領の一部を次のように改正する。

別表中「小城市私立幼稚園」を「小城市私立幼稚園・認定こども園」に改める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

実務者委員

機 関 名	職 名
佐賀県中央児童相談所	相談課職員 (小城市担当児童福祉司)
佐賀中部保健福祉事務所	母子保健福祉担当職員
小城警察署	生活安全課職員
小城市人権擁護委員	人権擁護委員
佐賀VOISS(被害者支援ネットワーク)	会員
小城市民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員
小城市主任児童委員部会	主任児童委員
小城市母子保健推進員	母子保健推進員
小城市PTA連絡協議会	副会長
小城市保育会(市立・私立)	保育士
小城市立幼稚園	教諭
小城市私立幼稚園・ <u>認定こども園</u>	教諭
小城市小学校校長会	教諭
小城市中学校校長会	教諭
小城市学校教育課	指導主事 子ども支援センター長
小城市生涯学習課	社会教育係長
小城市健康増進課	母子保健係長
小城市福祉課	副課長 保護係長
小城市こども課	副課長 指導主事 子育て支援係長 保育幼稚園係長 家庭相談員 母子自立支援員

小城市要保護児童対策地域協議会実務者会議運営要領新旧対照表

現行		改正案	
別表(第3条関係) 実務者委員		別表第(第3条関係) 実務者委員	
機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
佐賀県中央児童相談所	相談課職員 (小城市担当児童福祉司)	佐賀県中央児童相談所	相談課職員 (小城市担当児童福祉司)
佐賀中部保健福祉事務所	母子保健福祉担当職員	佐賀中部保健福祉事務所	母子保健福祉担当職員
小城警察署	生活安全課職員	小城警察署	生活安全課職員
小城市人権擁護委員	人権擁護委員	小城市人権擁護委員	人権擁護委員
佐賀VOISS(被害者支援ネットワーク)	会員	佐賀VOISS(被害者支援ネットワーク)	会員
小城市民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員	小城市民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員
小城市主任児童委員部会	主任児童委員	小城市主任児童委員部会	主任児童委員
小城市母子保健推進員	母子保健推進員	小城市母子保健推進員	母子保健推進員
小城市PTA連絡協議会	副会長	小城市PTA連絡協議会	副会長
小城市保育会(市立・私立)	保育士	小城市保育会(市立・私立)	保育士
小城市立幼稚園	教諭	小城市立幼稚園	教諭
小城市私立幼稚園	教諭	小城市私立幼稚園・認定こども園	教諭
小城市小学校校長会	教諭	小城市小学校校長会	教諭
小城市中学校校長会	教諭	小城市中学校校長会	教諭
小城市学校教育課	指導主事 子ども支援センター長	小城市学校教育課	指導主事 子ども支援センター長
小城市生涯学習課	社会教育係長	小城市生涯学習課	社会教育係長
小城市健康増進課	母子保健係長	小城市健康増進課	母子保健係長
小城市福祉課	副課長 保護係長	小城市福祉課	副課長 保護係長
小城市こども課	副課長 指導主事 子育て支援係長 保育幼稚園係長 家庭相談員 母子自立支援員	小城市こども課	副課長 指導主事 子育て支援係長 保育幼稚園係長 家庭相談員 母子自立支援員

小城市要保護児童対策地域協議会実務者会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、実務者会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に関する具体的な対応
- (2) 要保護児童等に関する情報の交換
- (3) 児童虐待の防止及び啓発方法に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童対策に関すること

(組織)

第3条 実務者会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第4条 実務者会議は、次のとおりとし、必要に応じて教育長が召集するものとする。

- (1) 定例会 企画、連絡調整、情報交換等を行う会議であり、原則として年2回程度開催する。
- (2) 個別ケース検討会議 要保護児童についてその対応策等を検討する会議であり、事例発生の都度、発生した事例に係る担当者及び今後関わりを有する可能性がある担当者等により構成する会議として開催する。

2 実務者会の会議は、委員以外の者を出席させることができる。

(連絡)

第5条 実務者会の委員が所属する機関及び団体は、要保護児童等に関する相談又は通報があったときは、当該機関及び団体において適切に情報を収集するとともに対応方法等の検討を行い、事例通告表を作成して事務局に提出するものとする。

(報告)

第6条 実務者会議は、開催した会議の内容及び発生した事例への対応について、小城市要保護児童対策地域協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 実務者会議の事務局は、小城市教育委員会こども課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第 3 号議案

小城市民図書館協議会委員の任命について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 4 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

図書館法第 14 条第 1 項、小城市民図書館条例第 5 条第 2 項及び小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づきこの案を提出する。

小城市民図書館協議会委員名簿

番号	氏名	性別	役職及び所属団体等	任期	備考
1	明石 保馬	男	三日月幼稚園園長	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
2	山口 正子	女	砥川小学校	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	新任
3	納富 博文	男	芦刈小中学校	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	新任
4	坂本 武敏	男	小城高等学校校長	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
5	本村 正信	男	学校教育課課長	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
6	上野 美智子	女	(おはなし会「三日月」)代表	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
7	吉田 一子	女	(おはなしたまてばこ)代表	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
8	白根 恵子	女	佐賀女子短期大学准教授	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
9	眞子 雅允	男	小城郷土史研究会副会長	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	
10	角 恵子	女	小城市母子保健推進員代表	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	

第4号議案

小城市立小中学校文書管理改善検討委員会設置要綱の制定
について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年4月24日

小城市教育委員会 教育長 今村 統 嘉

提案理由

小中学校の文書管理の適正化について、改善検討するための委員会を設置して具体的な運用基準及び手順づくりが必要であるため。

小城市立小中学校文書管理改善検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 教育の情報化並びに情報の公開に対応する学校文書及び情報管理の改善に関する調査、研究を行うため、小城市立小中学校文書管理改善検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、研究を行う。

- (1) 学校関係例規の管理に関すること
- (2) 学校文書分類に関すること
- (3) その他、学校文書及び情報管理の改善に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる機関、団体から推薦された者をもってあてる。

- 2 異動等により、委員の交代を要する事態が生じた場合は、原則として、当該機関、団体における後任者をもってあてるものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。なお、異動等に伴う後任者については、前任者の残任期間とする。
- 4 検討委員会に委員長1人を置き、小城市教育委員会教育部長をもってあてる。

(検討委員会の運営)

第4条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、検討委員会の業務の円滑な推進を図るため、特に必要と認めた場合、委員以外の者に対し、検討委員会の業務の調査、研究を委嘱し、又は検討委員会への出席を求め、意見や説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、小城市教育委員会学校教育課に置き、会議の庶務については、小城市南部学校運営支援室及び小城市北部学校運営支援室の協力、支援を受けるものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項については、事務局が会議の承認を経て、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

機関・団体	役 職 等	備 考
東部教育事務所	副所長（統括事務長）	
小城市教育委員会	教育部長	
	学校教育課長	
小城市校長会	小学校代表	
	中学校代表	
小城市教頭会	小学校代表	
	中学校代表	
小城市学校運営支援室	北部支援室長	
	南部支援室長	
小城市教務主任会	小学校代表	
	中学校代表	
小城市養護部会	小学校代表	
	中学校代表	

（注）備考中 は委員長、 は副委員長